

○木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱

令和4年1月26日告示第16号

木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地のにぎわい再生を図ることを目的とし、暮らし・にぎわい再生事業制度要綱（平成19年4月1日国都まち第118号、国都市第419号、国住街第258号。以下「制度要綱」という。）に定める暮らし・にぎわい再生事業（以下「暮らし・にぎわい再生事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、制度要綱において使用する用語の例による。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、木更津市中心市街地活性化基本計画（以下「認定基本計画」という。）に定められた区域とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、制度要綱に規定する対象施設要件に適合しなければならない。

(1) コア事業（都市機能まちなか立地支援に限る。）

(2) 附帯事業（関連空間整備に限る。）

(補助対象経費及び補助金の限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する補助対象経費の算出方法は、暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱（平成19年4月1日国都まち第119号、国都市第420号、国住街第259号。）に定めるところによる。

3 補助金の限度額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 前項の規定により算出した補助対象経費を合計した額に3分の2を乗じて得た額（その

額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 5億円

(全体計画書の提出)

第6条 施行者は、木更津市暮らし・にぎわい再生事業全体計画書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された全体計画書の内容を審査し、補助対象事業として適否を決定するときは、木更津市暮らし・にぎわい再生事業全体計画審査結果通知書（別記第2号様式）により、施行者に通知するものとする。

(全体計画の変更)

第7条 前条第2項に規定する全体計画の審査結果の通知を受けた施行者は、当該全体計画を変更しようとするときは、速やかに木更津市暮らし・にぎわい再生事業全体計画変更書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による全体計画の変更の場合に準用する。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付申請書（別記第4号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定するときは、木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、交付額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の交付について、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の不交付を決定するときは、次のいずれかに該当する場合、木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(1) 申請者が市税を滞納している場合

(2) 申請者が木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第3号に

規定する暴力団員又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者となる場合

(3) その他市長が不相当と認める場合

(補助対象事業の内容変更等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた施行者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金変更承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該補助対象事業の内容の変更について承認するときは木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金変更承認通知書（別記第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が補助金の交付の決定の通知に付された期日までに完了しない場合は、速やかに木更津市暮らし・にぎわい再生事業完了期日変更報告書（別記第9号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに木更津市暮らし・にぎわい再生事業中止（廃止）承認申請書（別記第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を調査し、当該補助対象事業の中止（廃止）について承認するときは木更津市暮らし・にぎわい再生事業中止（廃止）承認通知書（別記第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の遂行状況の報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況について、毎会計年度四半期（第4四半期を除く。）ごとに木更津市暮らし・にぎわい再生事業遂行状況報告書（別記第12号様式）を当該四半期の最終月の翌月10日までに市長へ提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象事業が完了したとき（当該補助対象事業を中止し、又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助対象事業の完了の日から10日又は補助金の交付の決定の通知を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、木更津市暮らし・にぎわい再生事業実績報告書（別記第13号様式）を市長に提出し

なければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容に不備がない場合は、補助金の額を確定し、木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付額確定通知書（別記第14号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付請求書（別記第15号様式）を市長へ提出しなければならない。

(補助金の前金払)

第16条 市長は、補助対象事業の施行上特に必要があると認めるときは、第14条の規定による補助金の額の確定前に、第9条第1項の規定により決定した交付額の10分の3を限度とする額を補助事業者へ前金払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により前金払の交付を受けようとするときは、木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金前金払請求書（別記第16号様式）に理由書を添えて、市長へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第11条第2項の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認をしたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象経費以外に補助金を使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容に付した条件に違反したとき。
- (5) 法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により既に交付した補助金の全部又は一部を返還させようとするときは、木更津市暮らし・にぎわい再生事業補助金返還請求通知書（別記第17号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(関係書類等の整理保管)

第18条 補助事業者は、補助金の経理を明らかにするとともに、補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿、その他補助対象事業の実施の経過を明らかにするための関係書類（以下「関係書類等」という。）を作成し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間整理保管しなければならない。

2 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、前項に規定する関係書類等を提示しなければならない。

（近隣問題の防止措置）

第19条 補助事業者は、施行地区における景観等に配慮するとともに、補助対象事業の実施の各段階において、日照、電波障害等の近隣問題を防止し、又は解決するために、十分な説明若しくは協議又は具体的な対策を行う等必要な措置を講じなければならない。

（建築物等の適切な維持管理）

第20条 補助事業者又は補助対象事業に係る建築物の所有者、占有者若しくは管理者は、補助対象事業の完了後においても当該補助対象事業に係る敷地及び建築物の適切な維持管理に努めるものとする。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第5条第1項）

補助対象事業	補助対象経費	
都市機能まちなか立地支援	調査設計計画費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画作成費 ・ 地盤調査費 ・ 建築設計費
	土地整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物除却費 ・ 整地費 ・ 仮設店舗等設置費 ・ 補償費等
	まちなか立地に伴い追加的に必要な施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場整備費 ・ 施設内通行部分整備費 ・ 防音・防振工事費 ・ 電波障害防除設備設置費 ・ 防災関連施設整備費
	賑わい交流施設整備費	
	供給処理施設整備費、空地整備費等（市街地再開発事業等の採択要件を満たすものに限る。）	
関連空間整備	駐車場の整備費	
	緑化施設等の整備費	